

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年3月11日
【会社名】	株式会社イーエムシステムズ (商号 株式会社E Mシステムズ)
【英訳名】	EM SYSTEMS Co., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 國光 浩三
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
【電話番号】	06(6397)1888(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 青田 玄
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
【電話番号】	06(6397)1888(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 青田 玄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 499,791,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社イーエムシステムズ東京支店 (東京都港区芝大門二丁目10番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	207,900株	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 平成26年3月11日(火)に開催された取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分(以下「本自己株式処分」という。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	207,900株	499,791,600	
一般募集			
計(総発行株式)	207,900株	499,791,600	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,404		100株	平成26年3月27日(木)		平成26年3月28日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社イーエムシステムズ 本店	大阪府大阪市淀川区宮原一丁目6番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 江坂支店	大阪府吹田市江坂町一丁目23番20号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
499,791,600	150,000	499,641,600

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、主に本届出書発行費用であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額499,641,600円につきましては、借入金の返済に充当する予定であります。当該借入金は、主に平成25年9月に完全子会社化した株式会社ユニコン西日本（ ）の株式取得時の諸費用と、株式会社ユニコン西日本の子会社である株式会社ユニコンは金融機関より借入を行っていましたが、当社が資金を一元管理することで効率化、コスト削減が可能となるため、当社が金融機関より借入を行い、その資金を株式会社ユニコンへ貸付する際に発生したものであります。なお、調達された資金は実際の支出時期まで銀行預金とし、安全に管理してまいります。

株式会社ユニコン西日本は、平成25年12月1日をもって、株式会社ユニコン西日本の子会社である株式会社ユニコンを吸収合併し、合併日をもって、株式会社ユニコンに商号変更しております。

資金使途	金額	支出時期
株式会社ユニコン西日本の株式取得時に発生した借入金の返済 (借入金残高22,708,000円)	22,708,000円	平成26年9月
株式会社ユニコンへの貸付時に発生した借入金の返済 (借入金残高400,000,000円)	400,000,000円	平成26年9月
その他借入金返済	76,933,600円	平成26年9月

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	エプソン販売株式会社
本店の所在地	東京都新宿区西新宿6丁目24番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 平野 精一
資本金	40億円
事業の内容	情報関連機器販売
主たる出資者及びその出資比率	セイコーエプソン株式会社 100%

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有する割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有する当社の株式数	割当予定先は、平成25年9月30日時点において当社株式37,000株（発行済株式総数の0.45%）を保有しております。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		当社と割当予定先の間には、PC及びプリンタ等の周辺機器の仕入等の取引関係があります。

c 割当予定先の選定理由

当社は、取引先との関係を強化し、収益基盤を強固にすることおよび将来にわたる安定株主を確保することを目的として、信頼できる取引先に対して第三者割当による自己株式処分を行うことを検討しておりますが、その一環として今回割当予定先に対して第三者割当による自己株式処分を行うことといたしました。

エプソン販売株式会社は、従来より当社の取り扱っている主商品（PCやプリンタ及びその周辺機器）の調達先であり、当社事業が拡大するにつれ、エプソン販売株式会社との取引高も増加する一方となっております。今後も当社事業を拡大していく中で、エプソン販売株式会社との取引高はより一層増加する見込みとなっており、両社グループの取引関係を強化することで、上記主商品の安定した供給並びに、将来にわたる安定株主を確保することが可能となるため、割当予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数（当社普通株式）
エプソン販売株式会社	207,900株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先は取引関係の強化の趣旨に鑑み、本自己株式処分により取得する株式を中長期的に保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の直近期における財務諸表により、本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先の株式を100%所有するセイコーエプソン株式会社は、東京証券取引所市場第1部に上場しており、セイコーエプソン株式会社が提出しているコーポレートガバナンス報告書（最終更新日：平成25年7月3日）により、エプソングループが反社会的勢力との関係を遮断し、毅然とした対応をとる方針を有していることを確認しております。また、当社ルールに基づき日経テレコン及びインターネット検索サイトを利用し、割当予定先、割当予定先の役員または、割当予定先の主要株主が反社会的勢力等とは関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分に関する取締役会決議日の直前営業日である平成26年3月10日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,531円に対してディスカウント率5.0%である2,404円を処分価額といたしました。

かかる処分価額2,404円は、本自己株式処分に関する取締役会決議日の直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値の単純平均値2,364円に対して1.7%のプレミアム、直前営業日から3ヶ月遡った期間の終値の単純平均値2,143円に対して12.2%のプレミアム、直前営業日から6ヶ月遡った期間の終値の単純平均値2,066円に対して16.3%のプレミアムとなっております。また、当該処分価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、当社は、当該処分価額は合理的で特に有利な処分価額には当たらないものと判断しております。

当社が上記処分価額を決定するにあたり、取締役会決議日の直前営業日である平成26年3月10日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として、ディスカウント率5.0%を適用した2,404円といたしました理由は、本第三者割当による自己株式の処分により生じる希薄化等を勘案しつつ、割当予定先との関係強化により期待される当社の企業価値の向上への貢献、当社既存株主への利益への配慮、また、割当予定先のディスカウントの要望に対して、割当予定先が取得する株式を長期保有することを目的としていることによる株価下落リスクなどを考慮した上で、割当予定先と協議・交渉いたしました結果、当該要望を一定程度受け入れ下記の条件により処分価額を決定することが合理的であると判断いたしました。

平成26年3月10日を基準日とした東京証券取引所における当社普通株式の終値が、左記基準日を基点とした1ヶ月平均株価、3ヶ月平均株価、6ヶ月平均株価と比較して最も高い場合は、上記基準日の株価に対して5.0%をディスカウントした価額を処分価額とする。

上記基準日における株価が1ヶ月平均株価、3ヶ月平均株価、6ヶ月平均株価の最も高い株価より10%以上高い場合は、上記基準日の株価より9.0%ディスカウントした価額を処分価額とする。

1ヶ月平均株価、3ヶ月平均株価、6ヶ月平均株価のいずれかの株価が上記基準日の株価を上回る場合は、その中で最も高い株価を処分価額とする。

また、本自己株式処分にかかる取締役会には当社監査役3名（うち、社外監査役2名）全員が出席しており、その全員が当該処分価額の算定根拠には合理性があり、かつ、上記指針に準拠するものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の処分数量207,900株は、当社発行済株式総数8,155,750株に対して2.5%（平成25年9月30日時点の総議決権数77,829個に対する割合は2.7%）であるため、株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると考えております。また、本自己株式処分は、当社にとって処分予定先との関係強化を図ることとなり、当社の企業価値及び株主価値向上に資するものと考えており、本自己株式処分の処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社コッコウ	兵庫県芦屋市六麓荘町15番5号	2,971,000	38.17%	2,971,000	37.18%
ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都港区六本木6-10-1)	379,200	4.87%	379,200	4.75%
CREDIT SUISSE SECURITIES (USA) LLC SPCL. FOR EXCL. BEN (常任代理人クレディ・スイス証券株式会社)	ELEVEN MADISON AVENUE NEW YORK NY 10010-3629 USA (東京都港区六本木1-6-1)	333,400	4.28%	333,400	4.17%
E Mシステムズ従業員持株会	大阪府大阪市淀川区宮原1丁目6番1号	257,475	3.31%	257,475	3.22%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	247,400	3.18%	247,400	3.10%
エプソン販売株式会社	東京都新宿区西新宿6丁目 24-1 西新宿三井ビルディング24階	37,000	0.48%	244,900	3.06%
國光 浩三	兵庫県芦屋市	234,250	3.01%	234,250	2.93%
國光 宏昌	兵庫県芦屋市	233,500	3.00%	233,500	2.92%
株式会社メディパルホールディングス	東京都中央区八重洲2丁目7番15号	223,900	2.88%	223,900	2.80%
青山 明	北海道札幌市	182,800	2.35%	182,800	2.29%
計		5,099,925	65.53%	5,307,825	66.42%

(注) 1. 平成25年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 自己株式は上記大株主から除外しております。当社が保有している自己株式365,677株（平成25年9月30日現在）は割当後157,777株となります。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年9月30日現在の総議決権数（77,829個）に本自己株式処分により増加する議決権数（2,079個）を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第30期有価証券報告書及び第31期第3四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出以降、本有価証券届出書提出日（平成26年3月11日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年3月11日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年3月11日）までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成25年4月1日～ 平成26年3月11日 (注)	79,600	8,155,750	34,553	1,665,526	34,553	1,636,631

(注) 新株予約権の行使によるものであります。

3. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年3月11日）までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

(平成25年7月3日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成25年6月27日開催の当社第30期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金20円

第2号議案 定款一部変更の件
今後の事業展開に備え経営体制の強化を図るため、取締役の員数を7名以内から9名以内に増加する。

第3号議案 取締役6名選任の件
取締役として、國光浩三、大石憲司、寺内信夫、青田玄、國光宏昌及び今泉英壽を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	57,211	78	55	（注）1	可決（97.79%）
第2号議案	56,894	395	55	（注）2	可決（97.24%）
第3号議案				（注）3	
國光 浩三	57,178	111	55		可決（97.73%）
大石 憲司	57,197	92	55		可決（97.76%）
寺内 信夫	57,197	92	55		可決（97.76%）
青田 玄	57,197	92	55		可決（97.76%）
國光 宏昌	57,189	100	55		可決（97.75%）
今泉 英壽	57,164	125	55		可決（97.71%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第30期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月27日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第31期第3四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月13日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第30期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成26年3月7日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について、(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月13日

株式会社イーエムシステムズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーエムシステムズの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イーエムシステムズ及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月27日

株式会社イーエムシステムズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小市 裕之 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 内田 聡 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーエムシステムズの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーエムシステムズ及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社イーエムシステムズの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社イーエムシステムズが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月27日

株式会社イーエムシステムズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小市 裕之 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 内田 聡 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーエムシステムズの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーエムシステムズの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。